

議案第20号

日野町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について

日野町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成25年3月6日提出

日野町長 景山 享弘

日野町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日野町営住宅設置及び管理に関する条例(平成9年日野町条例第37号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 町営住宅に入居することができる者は、次の各号(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等)にあっては第2号、第4号及び第6号)の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) その者の収入が次のア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア <u>次のいずれかに該当する場合 25万9千円</u></p> <p>(ア) <u>その者又は同居する者に障がいのある者で規則に定める要件に該当する者がいること。</u></p> <p>(イ) <u>その者又は同居する者に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者がいること。</u></p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 町営住宅に入居することができる者は、次の各号(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等)にあっては第2号、第4号及び第6号)の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) その者の収入が次のア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア <u>入居者が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令(平成23年政令第424号)第1条の規定による改正前の令(以下「旧令」という。)第6条第4項で定める場合旧令第6条第5項第1号に規定する金額</u></p>

(ウ) その者又は同居する者に海外からの引揚者(以下「引揚者」という。)で本邦に引き上げた日から起算して5年を経過していない者がいること。

(エ) その者又は同居する者にハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等(以下「ハンセン病療養所入所者等」という。)がいること。

(オ) その者が60歳以上の者であり、かつ、同居する者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者であること。

(カ) 同居する者に小学校就学の始期に達するまでの者がいること。

イ 法第24条第2項の規定に該当する町営住宅の場合 25万9千円(災害発生から3年を経過した後は、15万8千円)

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合、15万8千円

(4)～(6) 略

(入居者の選考)

第9条 略

2及び3 略

イ 町営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号の1に該当する場合において町長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合、旧令第6条第5項第2号に規定する金額

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合、旧令第6条第5項第3号に規定する金額

(4)～(6) 略

(入居者の選考)

第9条 略

2及び3 略

4 町長は、第1項に規定する者のうち、次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、町長が割当をした町営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

- (1) 小学校就学の始期に達するまでの子と同居する者
- (2) 20歳未満の子と同居する配偶者のいない者
- (3) 引揚者
- (4) 高齢者で規則で定める要件に該当するもの
- (5) 障がいのある者で規則で定める要件に該当するもの(以下「障がい者」という。)
- (6) 同居する者(親族に限る。)に障がい者がいる者
- (7) 規則で定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに町営住宅に入居することを必要としている者
- (8) ハンセン病療養所入所者等
- (9) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。)第10条各項の規定による命令を受けている者から暴力を受けた被害者(配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者をいう。)、配偶者暴力防止法第3条第3項第3号の規定による一時保護を受けている者(一時保護を受けた者を含む。)及び配偶者からの暴力を理由に婦人保護施設(売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設をいう。)又は母子生活支援施設(児童福祉法(昭22年法律第164号)第38条に規定する母子生活支援施設をいう。)に入

4 町長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦、老人、心身障害者及び町長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに町営住宅に入居することを必要としている者については、前2項の規定にかかわらず、町長が割当をした町営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

所している者(当該施設に入所していた者を含む。)

(住宅入居の手続)

第11条 町営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に次の各号に掲げる手続をしなければならない。

(1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する連帯保証人2人の連署した請書に当該連帯保証人の収入の証明及び印鑑証明書を添えて町長に提出すること。

(2) 略

2～6 略

(収入超過者等に関する認定)

第29条 町長は、毎年度、第15条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第6条第3号アからウまでに掲げる場合に応じ、同号アからウまでに掲げる金額を超え、かつ当該入居者が町営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

2及び3 略

(住宅入居の手続)

第11条 町営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に次の各号に掲げる手続をしなければならない。

(1) 町内に住所を有し、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する連帯保証人2人の連署した請書に当該連帯保証人の収入の証明及び印鑑証明書を添えて町長に提出すること。

(2) 略

2～6 略

(収入超過者等に関する認定)

第29条 町長は、毎年度、第15条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第6条第3号の金額を超え、かつ当該入居者が町営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

2及び3 略

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。